

## 令和元年度 第2回社会教育委員会議

日時：令和元年 7月12日

開会：午後3時00分

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回目の社会教育委員会会議を始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙中、またお暑い中御出席賜りまことにありがとうございます。

会議を始める前に、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。白江委員、津嶋委員、古来委員につきましては欠席の連絡をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

なお、この会議につきましては議事録作成のため、録音させていただきます。また、この図書館にかかわることは皆さんの関心の高い事案になっておりますので、情報公開請求があった場合は公開請求させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。議事の進行につきましては、深田議長にお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長 皆さん、こんにちは。それでは、令和元年度第2回守口市社会教育委員会議を開催いたします。今日の議題が書類等も含め、郵送されていると思うのですが、パブリックコメントについての意見の概要と、意見の集約ということで守口市の考え方を、意見を出された方に回答していくということですので、ここでも社会教育委員としてどのような方向性が一番いいものかということを経験済みやっていたらいいと思いますので、本日はよろしく願いいたします。座らせていただきます。

議題1 (仮称)守口市立図書館運営方針(案)について、何か意見がありましたらお聞かせください。

○事務局 事務局のほうから後ろの資料の説明だけさせてもらってもよろしいですか。

案件のご説明の前にお手元の資料の御確認をお願いいたします。本日机の上に置かせていただいております資料が本日の議事次第と、(仮称)守口市立図書館運営方針(案)にかかるパブリックコメントについての意見の概要と、意見に対する市の考え方及び運営方針(案)でございます。以上、不足している資料はございませんでしょうか。

それでは5月17日金曜日に開催させていただきました第1回社会教育委員会議後の経過についてご説明させていただきます。5月29日に教育委員会定例会におきまして、種々のご意見をいただきました。図書館の効果的なサービスであるレファレンスサービスをより充実させるということだが、これまでの問題点と今後の改善点についての御質問や在日外国人が増えてくるということは予想されるが、その多文化のサービスについて、図書館の対策について考え方のご質問や周知についてのご質問がございました。

6月11日に市民環境委員会におきましては図書館改良工事契約に関する案件でしたが、運営等に関するご質問として開館時間の延長についてのご質問や市民への図書館の周知方法についてのご質問や御意見をいただきました。

また、パブリックコメントですが、6月1日から6月30日までの30日間、広報ホームペー

ジやコミュニティセンターでのチラシなどで周知し、市民の方々からお手元にございますとおりご意見を頂戴いたしました。そのご意見の概要と意見に対する市の考え方につきましては、資料、（仮称）守口市立図書館運営方針（案）にかかるパブリックコメントについての意見の概要と、意見に対する市の考え方をご覧ください。

まず件数ですが、条件に合う形でご提出いただいたのが15件でした。条件に反した御意見はほかに3件ございまして、うち2件は無記名で、うち1件は期日外の提出でしたので、有効件数は15件となっております。ご意見の内容といたしましては53件ございまして、いただいたご意見を図書サービスネットワーク、蔵書、施設、サービス対象、調査アンケート、運営体制、開館時間、広報、全体、その他の内容の10個に分類しております。内容を見ていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、御意見の中で運営方針に反映した内容につきましてご説明させていただきます。（仮称）守口市立図書館運営方針（案）をご覧くださいませでしょうか。

基本的な運営方針としてあまり個別具体的な内容や目標、手法については明記しておりませんが、その点に関する御意見が多かったため、運営方針に反映しようとする内容は1項目目の図書サービスネットワークについてのみでございます。該当箇所は2カ所ございまして、その箇所につきましてはグレーに色づけしております。

1カ所目は4ページの第2章 市立図書館運営の基本的な考え方の2、市立図書館サービスの提供の1、市立図書館としての図書サービスの充実の6行目に「市立図書館は本市の図書サービスのネットワークの核として、また、」という文言を追記させていただきました。

2カ所目は8ページの第3章 市立図書館運営方針の運営方針1、図書館サービスの充実の2、資料情報提供機能の充実の1行目の「資料情報の提供については、」のあとに「市立図書館を核とした市内のコミュニティセンターや守口文化センターとのネットワークを継続し、インターネットを利用した図書検索、予約システムサービスを行うとともに、大阪府、大阪市、北河内6市等との相互貸借、市内認定こども園、小中学校をはじめとした団体等への団体貸し出しを行うなど、関係機関との連携も継続していきます。また、」を現在も行っております図書サービスの内容を市民の方にわかりやすくするということで改めて追記させていただきました。以上2カ所を反映しております。

（仮称）守口市立図書館運営方針（案）については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明がございましたけれども、この中でご意見ご質問はありませんでしょうか。

○委員 先にパブリックコメントの集計を送っていただいて、今日どこか差しかえをされているのですか。

○事務局 取り急ぎ送付させてもらったものにつきましては、市の考えということで書いていたのですけれども、運営方針に明記しているかとかどこに記載しているから今回に意見については記載しませんという文言が抜けていたので、そこを丁寧に、今回反映させてもらいますとか、もう反映していますとかいうのを内容的に全項目入れさせて

もらいました。

○委員 はい、ありがとうございます。

○議長 ○○委員、お願いします。

○委員 子どもの読書活動の推進、今日でしたら5ページですね、そこで学校図書館というのを書いてあるのですね。下から3行目。8ページのグレーで書いていただいたところは市内認定こども園、小中学校をはじめとした団体等への団体貸し出しとなっていて、学校図書館との連携と言ったら団体貸し出しに限定となるわけですか。各市の情報を何かの共有とか、そこまでできたら良かなくらいだったけど、まだその段階にはいかないので、団体貸し出し程度にとどまるという、そういう理解になるんですかね。

○事務局 前回言っていた内容は11ページですかね、将来的にはというその文章は残しているのですけれども。

○委員 そうか。ここは残しているのか。

○事務局 はい。8ページに今回追記させてもらったのは今現在行っているサービスについて、僕らは当たり前のこととして新しい内容だけに今回運営方針を載せていたのですが、市民の方々からしたらそれすらも継続してもらえるのかどうか、この運営方針に抜けているというほうに取られたので、これは今現在行っている内容だけ記載しております。

○委員 はい。了解でございます。11ページにちゃんとありますね。どうも、ありがとうございました。

○事務局 そして、前回社会教育委員会議でご指摘いただきました子どもの読書活動に関する法律の文章も2ページのところに前回から入れさせてもらっています。パブリックコメントの意見ではなくて、この会議での意見として反映させていただいています。

○委員 どうもありがとうございます。

○議長 他にないでしょうか。○○委員、お願いします。

○委員 パブコメの今日いただいたものの3ページ目です。46番ですね。今日見せていただきますと、運用を行う指定管理者によるところがあるためと記載がありますが、どのような意図の趣旨でしょうか。

○事務局 市民の参画の仕方、方法については指定管理者が運営していく中でどういうふうに携わっていただくか、また市民の関係団体さんもどこまで参加していくのかという、当然行政とも調整しないといけない部分がある中で、ご意見いただいているとおり、この運営方針で市民もしくは市民団体さんが主体的に運営に参画していく図書館としますと書くのは、なかなか書きづらいということです。ちょっと表現がこれでいいのかというのは難しいところです。

○委員 そうですね。これは指定管理の人がすることだから知りませんよというふうな捉えになってしまったらこれはいけないと。

○事務局 そうですね。

○委員 やっぱりそこが、ご回答の文面では誤解されるんじゃないかなという懸念がちょっとありました。

○事務局　もうちょっと丁寧に書いたほうがいいですね。

○委員　そうですね。図書館を当然統括しているのは市であって、市が責任を持たないといけない。そのことについて運営とかについて企画とかをまずそういう指定関連の方に発案もしていただく中で、それを大きなものとして企画、方針づけていくのは当然市のほうであるということです。それから市ということはその中に市民参加について積極的にもっとやれとか、どういう形でやるかということをしっかり毎年事業内の中できちっと押さえる。事業計画なり、あとの点検は国の方針で毎年ちゃんとやれというように書いてあったと思いますけれども、そこを市民参加についてどういう評価を今年はつけるのだとか、どの程度のことが市民参加できたのだというようなことを明らかにしますということをごどこかでしないと、業者がやることはわかりませんになったら大変。

それから、市の行政の責任としてもきちっとここをやりますというところは何かもう少し名言できないのかなと前回も思ったのです。ですから、点検は誰がしますか、市ですとおっしゃいましたけれども、それはいつやるのですか、どのような組織でやるのですかというようなことは、運営方針にどこまで書くかはわかりませんが、図書選定については図書選定の委員会を開きとか、あるいは評価については評価委員会を設けとか、というふうなことは記載がないのかなという。だから点検についても点検してまいりますとしか書いていないので、誰がするのだという質問じゃないかなと思っています。

○事務局　これは基本的な運営方針なので、まだ指定管理等の調整もこれからですし、そこを先に入れてしまうのか、ここで最終12ページですかね、運営方針の2番の点検評価の徹底及び公表という、ここで述べておるのは評価のほうを実施するというのは今後指定管理が決まればそこから調整というものに入ってきますし、当然どの委員会をつくるのかというのも、今のこの時点でここに明記するのは難しいところがあるので、ここではそこまで述べていません。今後、そこはこの社会教育委員会議で諮っていくのか、その辺は決めていかなければならない部分もあると思うのですが、具体として、この運営方針にそこまで載せていないということです。

○委員　それを誰がするかは運営の大きな方針だと私は思っているのです。ですから、その細かい設置の方法についてということではなく、その点検評価は必ずこういうふうにやります、事業計画はどうするということについては、これを市側が当然毎年言っていく、それを委託するわけですから、そここのところがどういう形になるかわかりませんというのはちょっと違うのではないかなと思っています。実施の姿勢については当然協議をしていくなり、それなりに指定管理の方が提案できるものも出てくる可能性もありますが、でも点検評価は当然行政が主体じゃないかなと思っています。

○事務局　そうですね。この49の8のところ当然全部市がやっていかないとはいけないという中で、社会教育委員会で諮る時もあるだろうしというのは思っています。市がやるという文言もどこかに入れておいたらいいいということですよ。

○委員　そうですね。きちんと図書館協議会等は設置させますということが余りにもないので、運営側は指定管理します、しか見えてこないというところがあって、その方

針にしたがってやるのはもう指定管理がやるのですよ。と丸投げに見えてしまうところは少し気がかりだということです。ですから今申しましたように事業計画と点検評価についてはやっぱりイニシアチブをとっているということがいるのじゃないかなと思うんですけどね。

○事務局　指定管理になりますので、毎年の事業計画というのは立ててもらってそれについては市が毎年点検していく必要はあります。それとは別に図書館としての点検というのは教育委員会のほうで毎年行っております外部委員さんも入れた状態で点検評価も行うとともに、事務局で思っているのはそれに加え、社会教育施設になりますので、図書館協議会というお声もありましたけれど、この社会教育委員会議で定期的にチェックしていただきたいという気持ちはあるのですけれども。

○委員　やっぱり運営の方針ということは、もうちょっと書かれていたほうがいいんじゃないかなというふうには思いました。

○事務局　基本的な方針になりますので、この段階で具体例を出すのは難しいかなと、社会教育委員会議に諮りますとか、他の会議や組織もあるので、市としてやりますという部分だけ明確にすると。

○委員　明確にですね。そこは今日のパブコメの回答が、指定管理によりますがみたいな書き方になっているのでちょっと誤解されないかなというふうに思いました。

○事務局　もうちょっと丁寧に書いていったほうが良いというご意見について、反映させていただきます。ありがとうございます。

○議長　他にないでしょうか。

私から質問ですが、指定管理者というものは決定されているのですか。工事が始まっているというような話は聞きますけども、そういうのはやっぱり社会教育委員の方にそういうことを報告されるべきじゃないかなというように思うのですけれど、それはどのように考えられていますか？

○事務局　指定管理者は、まだ決まっていなくて、工事自体は今ムーブ21、生涯学習情報センターを改良工事し、図書館にするという工事はさせていただいているんですけども、まず図書館を設置するという条例提案が9月議会で考えていまして、それまではどこまでやっても仮称がどうしても先についちゃうと。9月議会で条例をご議決いただいた後に図書館の指定管理者を選んでいくということでまだ決まっていない状態です。

○議長　そうですか。

○事務局　そこで条例が正式に認められてから周知ですね、図書館ができるということも周知していけることになります。

ただ、今のうちに社会教育委員会議において運営の方針について、御議論いただいて、ちゃんと中身を煮詰めておかないといけないなど、条例を提案するにしても中身がどう考えているのだと言われたときに、これからですと何も答えられないというのでは内容のない条例となりますので、今、御意見をいただいています。

○議長　それと、もう少し情報等は流してもらわないと、進捗について、社会教育委員会議のときに聞かないで答えをもらえるときと、こっちから質問がなかったら全然そ

んな話が出ないということになっている。今日でも9月の議会で条例提案をするという話やけど、これすらも正直なところはっきり自ら自身が知っていたわけでもないですからね。

○事務局 前回の5月のときには御報告はさせていただきました。

○議長 ただ単なる流しで話やっているときと、大事な区切りをつけて全体的にわかるように話をしてくれないと、けじめがついていかないというような感じを受けたりする。

私も課長と3カ月ほどくらい前に、諮問を受けて答申を出すという社会教育委員会議の流れをしなくてもいいのかと何回も聞かせてもらったが、今年はないです、という話やった。実際、私がそういう疑問があるからこそ、社会教育委員会議の前に少しでもいろいろな情報等も含め、進捗の把握をできるようにしようかなという思いがあって、そうやって聞かせてもらうのですが。その理由や根拠は何だということまでには到達していかないの。

事務局と社会教育委員と情報共有がないと、こういうパブリックコメントの中にあるような市民に対しても、社会教育委員として、どのように答えていくのだということがある。だから、もうちょっと情報共有というものをやっていきたいというふうに思います。事務局自身もやっぱり考えてもらわないといけないことだと思います。これからもっとそういうコミュニケーションも含め、事務局と社会教育委員でコミュニケーションを図って、もっとしっかり信頼関係を築いていかないといけないと思います。よろしくお願いします。

○事務局 この運営方針、これが確定したら先ほど課長代理が言っているように指定管理者の募集とか、図書館の設置条例、これが表に出てくるんです。今は、どこまでいっても仮称という形で動いているという状況です。

一連の流れということで一応大枠では説明させていただいていたと思うのですがけれども、再度説明させていただきますと、9月の市議会で図書館の設置条例の提案を指しております。そのために、この運営方針を教育委員会定例会で正式に決定させていただいて、条例案を提案していくと。その条例がご議決された段階で指定管理者の募集という形で動いてまいります。その先、12月の市議会で指定管理者の決定をいただくという形を考えておるところです。市議会でのご議決がいきますので、12月の市議会で正式に決定し、管理者が決まると。その先は、年が明けて1月で工事が終わる予定となりますので、2月から指定管理者とともに、4月1日オープンを目指しての準備が始まるというのが大きな流れでございます。

この運営方針の中でもシステム関係の話とかいろいろ入っておりますけれども、それは9月市議会のほうで補正予算案を提案させていただいて、その後、システムの入札等々、また本の購入、そういったことを進めていくという流れでございます。これが大きな今の流れとなっております。

今どこまでいっても仮称とついている部分で、議長の不安・不信というかそういうのもあるかもしれませんが、9月市議会での条例がご議決された時点で、（仮称）が取れ

ますので、図書館という形でオープンに議論ができるような状況になるということでございます。

○議長 ありがとうございます。

○事務局 議長がおっしゃったとおり、会議ごとに報告では情報が密に取れないと思いますので、ちょっとした動きがあれば委員さんのほうにはまた連絡させていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長 他にありませんでしょうか。○○委員、お願いします。

○委員 この項目の中で、各学校図書館との連携、それからコミュニティセンターとの連携についてどうなるのかという、パブコメの意見も書いていたと思いますけれども、そこをもっと明確に言ってほしいのですが。質問は、これをつくるに当たって、コミュニティセンターとのこれからの関係性とかあるいはシステムづくりとか。学校との連携はこれからの話ですというのはありましたけれども、この運営方針をつくるに当たってそういう関係者の意見というのは、どこかで問うことはできたのでしょうか。

○事務局 コミュニティセンターにつきましては、今も生涯学習情報センターのシステムを文化センター、コミュニティセンターにサービスを伸ばして運用していきまして、コミュニティ推進課にも確認したところ引き続き、市立図書館のそのサービスについては続けてほしいということでこちらの図書館のシステムを新たな構築をしてそれを文化センター、コミュニティセンターに伸ばしていくと。

学校図書館につきましては所管課が学校教育課、教育センターですけれども、そちらのほうにもシステムが変わりますとお話させてもらって、今学校はバーコードで運用していますが、システムもおのおの使っている部分もあり、まずはそれを統一して行って、将来的には図書館のシステムと連携できないというのでは困るので、図書館のシステムがこういった形で運用すると決まった段階で、仕様書とかその諸条件を教育センターと共有し、それに向けてシステム連携していこうというお話はさせてもらっていて、ぜひというお答えをいただいています。

○事務局 学校のシステムも図書館と将来的に連携していかないといけないという部分で、その点は共有できていると思います。来年以降になると思うのですが、こういった形でと検討に入れるかなというところです。

○委員 市立図書館が、学校図書館を含めた市内の図書館のセンターになるということですね。ですから、守口における図書館活動というのは、どれだけいろいろな場所で行われようが、守口の図書館という考え方の中心になるということですね。そのためには当然システムの話もありますし、それぞれの意見について相互が出し合わなければなりません。先ほど図書館協議会というお話したのは、何も大日の市立図書館だけの話ではなくて、守口全体の話が出てくるはずですよ。だから、守口市立図書館運営というのは何も入れ物だけの話ではないと思いますので、そのあたりをしっかりと関係者との連絡をとった中で作り上げていただきたいし、そのあとの運営についてもきちっと常時組織が機能できる立場を構築していただきたいなと思っているということです。

○議長 ○○委員、何かございませんか。

○委員 全ての市民へのサービスの充実というのが、学校なんか見ていると、文字の認識がなかなか難しい子とか、学習障害ですとか、子供たちにはいろいろ課題はあるのですけれども、印刷した本を例に挙げて読めるようにというところがあるのですが、それ以外に例えばここにLLブックというような書き方もされているのですが、そういった障害のある方にとって利用しやすい図書館といった設備的なものではなくて、中に置いてある本の提供されるバランスがどんな感じで見通し持たれているのかなど。

○事務局 資料の充実ということで7ページに、図書館サービスの充実ですね。LLブック等ということで、抜き出して書いているのですけれども、個々へのそういった方々への配慮というのは、市立図書館として一番重要であるというふうに思っておりますので、いろいろな方々を対象にという意味で全ての皆さんと書いているのですけれども、高齢者や障害者の方々に対してのサービスをより重点的にやらないといけないという思いでここには記載されております。

ほかのところにも入れるところあるのですけれども、あまり強調することでもないのかなど。当然市立図書館としたら、こういうことに取り組むというのは大前提としてやっていかないといけないと思っております。ここには入れさせてもらっているのですけれども、他については全ての市民という表現で書いています。

○委員 ありがとうございます。

○議長 ○○委員、何かないでしょうか。

○委員 私自身も子供がいるので、小学生、中学生、高校生に対しては学習に取り組める方向であるというのをもっと具体的な内容で、もう少し充実して載せていただけたらなと思います。

本当に自習スペースがないので、守口市内は。市役所の1階のコンビニエンスストアのフリースペースであるとか、地下のコミュニティセンターの前は学生でいつもあふれかえっている状態で、勉強する場所を探しているのかなどいうのをすごく感じますので、市としてそういうところを提供していただきたいなと思います。この運営方針の中に書くべきものはわからないのですけれども、そういうものも充実していますよというのをもっと具体化して表現していただけたらなと思います。

○事務局 一般的に自習スペースと、自習ができないスペースってやっぱり図書館って分かれている図書館が多いのですけれども、こちらの図書館については自習スペースとしてきっちり部屋を作った上に、基本的にはどこでもやってもらっているというスタンスは持って考えています。ただ、どうしても運営方針にそれを書いてしまうと施設の具体的な利用に特化した形になってしまうので。

○委員 それはちょっとおかしいなと思います。

○事務局 そういう気持ちはありますが、基本的な運営方針になりますので。

○委員 提案としてそういう見せ方ですか。子供たちにもはっきりわかるような表現をしてほしいかなと思います。

○事務局 多分静かな部屋というのはある一定の人数しか入れないのですけれども、フリースペースというので考えていますので。その自習室っていつもは限られた場所にな

ってしまいますけど、フリーになりますので、全館どこでもやっていただいて結構だというふうに考えておりますし、今までにない図書館という形での運営はできるのかなと思っています。

○委員 運営方針の中には表現しにくいと思うのですが、いろいろな方が本当に本だけを読みたいという方だけの利用じゃないというちょっとやわらかい表現をできたら。

○事務局 そこは広報が重要だと思っています。この運営方針は、施設の具体的な使い方を表現するのではなく、基本的な考え方の表現でいかせてもらえればと思います。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○事務局 来年に入りましたら3月にイオンで子供読み聞かせのイベントをやる予定ですけども、そこでも図書館が4月にできますよというアピールをやりたいと思っていますので、そういった広報活動でこういうふうになりますという部分はやっていきたいと思っています。

○議長 それはすばらしいね。

○事務局 はい。30年度にも事業をやって好評だったので、もう一回やってみようと思っています。今度は図書館もできるので宣伝効果にも繋がるだろうと考えています。

○委員 それに関連して、12番で蔵書の1番ですけど、洋書ってあったでしょう。洋書はどういう意味かと思っていたのですが、今のグローバルゼーションですか、かつての限られた外国籍じゃなくて、いろいろなところから日本で暮らすとか働くとかで大変ですけども、例えば子供向けの本とか、集めるのも大変ですけど、地域のボランティア等を通じて寄附を募る。そこで、もし部分的にですけども来年度のイベントのところに子供の読み聞かせで日本の絵本だけじゃなくて、いろいろな国々の絵本もあるよというのがあったらいいなと思う。

ここの図書館にそういうスペースがあるか、あるいはそこではなくて小さい子供から、身近なほうがいいので、コミュニティセンターでそれをやって情報だけはこっちで把握するとか、そのくらいのほうが洋書を充実させるよりは現実的かなと思います。洋書は高いですもんね。

ただ、絵本は日本がやっぱり一番進んでいるというのがあるのですけどね。むしろ日本で人気のある、例えば「100万回生きたねこ」とかはいろいろな国々の言葉に翻訳されているので、そういうのを集めるほうが市民にとっていいかなという感想ですね。

○議長 ありがとうございます。

○議長 ○○委員、どうですか。

○委員 このパブリックコメントも大体サービスとか、私たちに身近なところではサービスのことでですけども、図書館設置条例を設置し、予算の確保ができないと明確には回答できないということで、ここにコメントの回答を見てもそういうことなのだろうなと思いつつ見させていただきました。ただ、市民の皆さんの意見が出ていることが大事で、もっと詳しい明解な回答が聞かせてもらえるようになるかなと思っていましたが、私も、今、絵本のコーディネーター連絡会をやっていて、いつも中学生が絵本の読み聞かせというのをやっているのですけど、日本の絵本ってすごいいいと思うのですよ。す

ごくね。

○議長 評価高いですよ。

○委員 うちの団体でも毎年絵本を購入して、一応財産として持っているのですが、1カ所では保管できないくらいみんな会員で分けて管理しているのですが、そういうのも外国の本も見られたらいいかなとは思っているので、そういうのもそろえていただけたらと思います。でもわかりにくいですよ。結構洋書の翻訳した本を何冊か購入するときは、専門の幼児教育に詳しい人にアドバイスしていただいて絵本購入するけど、洋書というか外国の絵本を翻訳したものを購入するけど、日本のほうがいいかなと思う。わかりやすい。私たちが対象にしているのが、こども園とか小さい子、最近は施設の老人介護施設とか行っているけど、やっぱり単純明快なほうがわかりやすいです。絵本は高いですよ。だから、図書館を大いに利用したいと思っています。

○議長 違う分野でもそういう活躍をされて、図書館に関わって、洋書とか絵本とかでも中学生が子供さんに読み聞かせをやってくれているということは、素晴らしいと思います。

○委員 絵本と紙芝居、そういうのは結構利用させてもらいます。うちの団体も持っていない分もあるので。

○議長 そういうのがどこかで連携がされていくと、もっと功利的なものができるかもしれないですね。

○事務局 今、〇〇委員が言われたような形で、今度できる図書館にも読み聞かせができる場所もつくりまますので、そういうところでぜひ中学生にやっていただくというのもこれも1つのイベントと言いますか。いろいろなボランティア団体もありますので、そういった方々にもお力添えをいただければと思います。また、指定管理者の運営でも読み聞かせ等もやると思います。

○議長 いいですね。

○委員 参考で教えてほしいのですが。

○議長 〇〇委員、お願いします。

○委員 ファッション雑誌等の閲覧期間が過ぎたものはどういうふうに処分されるのですか。

○事務局 基本的には1年間は、その月の分が見えるところで、下にかけてそこに1年間分くらい置いてあります。

○委員 1年間で過ぎたら。

○事務局 過ぎたら基本的には廃棄していくのが多いですね。

○委員 希望者は持っていかるとかはありますか。

○事務局 そういったサービスもできると思いますが、雑誌なのでなかなか。

○事務局 一部の雑誌と本につきましてはムーブのときはリサイクル市という形で市民さんにとすることはしております。

○事務局 もしくは古紙を有償で引き取りに来てくれるのもありますので、そちらに出しているというのも聞いています。

○議長 ○○委員はもちろん活用されるものを考えられて。

○委員 ファッション雑誌は切り取って、ちょっとコラージュに使ったりと大学なんかは閲覧期間が済んで、保管期間済んだら一定のところに置いてあって希望者は持っていけるのですね。

○議長 そういう活用ができれば、よりいいかなと思います。

○事務局 結構1年なんかたつと、中身が切り取られているという話もあります。これはちょっと悩みの種です。

○委員 他の図書館でも問題がありましたよね。

○委員 事件もありますからね。大量の本が盗まれるという件もあるから、防犯面も重要ですよ。

○委員 すごく夢を膨らますのはいいことだと思いますので、市民の皆さんにどういうふうなPRしていけるか。細かなことは当然指定管理の方も提案発案はあろうかと思いますが、今のスケジュールの中ではとりあえずの予算組みは先にやっってしまうといけない、補正分の中でやらないといけない。それをどのようなアイデアを込めて、それは当然当該課としていろいろなアイデアをもう既にお持ちであるとは思いますが、実際にどのような運用とかどのような設備とかアイデアとかいうものが市民にとっては行ってみたいなというふうなところだと思います。単純に蔵書が多いですよと言ったって来ないだろうと。勉強ができますよとか、どんなふうになるのだろうかとか、図書館になったら、どんなことを申し込めばできるのかなということへのお誘いの部分が生涯学習としても大切なところと思うのです。ですから、私はずっと思っているのは、図書館に既に来ている人はもういいのですという、図書館をどんどん利用できる人は何ぼでもぜひ考えることはありますが、大事な施策は、全然知らない人や来たがらない人を来させることじゃないかなと思うのです。要するに学びへ誘うことが大事なので、そのためには当然図書以外のそういうイベントとか、ほかの今回入れていただいた他の部門との同時にこの施設の中でやっていくのだということだと思います。

当然、指定管理者も、そこにすごく情熱をかけていただくところだと思いますが、順番から行けば、先に予算をつけるところから大変だろうと、担当課として市民の方が夢を見られるようなことを施策として打ち出せるようなことをぜひ予算化していただきたいし、予算化できましたら、指定管理者と調整をしていただいて、3月と言わずもっと早い時期で、イラスト入りの今度できるところ行ってみたいなというようなPRをぜひ展開していただきたい。あとはまた指定管理等と御一緒に、どんどん改善とかさまざまなPRというのはあると思いますけれども、市民の方々が夢を見るというようにところにスケジュールを合わせて展開していただきたいなと思います。

○議長 ありがとうございます。○○委員。

○委員 指定管理者が決まればもっといろいろなことが見えてくると思うのですが、運営方針の中には充実していきます、努めますという言葉がしっかりあるのですが、指定管理者が決まってから、市民の声とかを反映できるような委員会を指定管理者さんでもしっかりと設置していただければいいのでしょうか。そういうものがあれば私たちの

声も吸い上げていただけるのかなと思うのですが。

○事務局 御意見もあったのですが、市民が運営に主体的に参加すると本当はそういう図書館であるべきだということに思っているんです。

○委員 しっかりと入り込んで運営するのではなくて、やっぱり意見を吸い上げる場所、ニーズにこたえられるようなシステムづくりというものを。

○事務局 それは必要やと思います。ただ、まず、この市立図書館が〇〇委員もおっしゃっていただいた、市としてどう運営していくかと、指定管理者とどう協議しながら進んでいくのかというのがあった上でそこに市民が運営に参画したり、御意見をいえるというのがあると思うので、まずもってこの市立図書館としてどう運営していくかというのは、この運営方針にはしっかり謳わないといけない。そこに市民のニーズを踏まえた表現を満遍なく入れさせてもらっているつもりです。

○委員 文章化されていますけど、やっぱり現実化してほしいので、そういうことも踏まえた指定管理者の選定はしていただけたらと思うのですが、それを運営方針に反映できるかどうかはあれなのですが、まずそういうことを常に念頭に置いていただきたいなと思う。

○事務局 指定管理者選定にあたって、そういったポイントが市からこれやりなさいと言われていたら当然やりますと提案があると思うのですが、自主的にどうとらえてこの文章を見てというのを提案してくる業者さんを選ばないといけないだろうというふうには思っておりまして、漏れている部分があったら当然市からこうしなさいと言わないといけないと思うのですけれども。

○委員 運営でも市民ニーズを吸い上げてもらわないと、今回パブリックコメントを取った意味がなくなりますもんね。

○議長 はい。ありがとうございます。

○委員 この後、図書館については会議とかで意見交換をする場面があるのでしょうか。今後の計画、スケジュールとして。

○事務局 まだ具体的ではないのですが、建物が1月末に完成するんですけども、施設のほうも見ていただきたいというのもありますし、指定管理者も決定していく、御意見いただいた内容を踏まえ、選定していくのかというのは選定委員会で行っていく予定ですが、社会教育委員からも1名代表で御参加いただきまして、こういった御議論を踏まえた上で審査いただければなと思っております。

当然指定管理者が決まったら、また、こういった形になるのか指定管理者さんの考え方も聞きたいと思しますので、そういった場を設定していきたいなと。

○議長 ありがとうございます。

○委員 はい。今後のスケジュールはそういうことで。それぞれが、指定管理がどうかという問題ではなくてそれは意見として代表が言っていただければそれでよろしいし、私はその後どれだけ夢のあるプランかというようなところで聞かせていただきたい。

○事務局 指定管理者選定のときに公開でやろうと思っておりますので、その相手の提案、いろいろな団体ですので、そういった提案を聞いていただいて、最終的に選定委

員会で決定していただくのですけども、公開でやりたいなというふうに思っています。市民の方々も関心が高いので、その時に、是非来ていただいて見ていただくというのもよろしくをお願いします。

○委員　今回のパブコメでも市民ニーズの部分で意見が出ていて、市民ニーズを汲み取ってよみたいな書き方をされてしまっているということが気になりました。今回、指定管理で実施するということが直営ではないことと、それからその市民ニーズがというようなことについて厳しく書かれた意見も、やはりと思いましたが、それに対して今おっしゃったふうにできるだけ公開で実施していくことはすばらしいです。ぜひ御案内いただければありがたいです。

○事務局　発言はできないですけれども。参加は可能ですので。

○事務局　会議については、それはまた、別の機会ということで設けさせていただきます。

○議長　では、議題1の（仮称）守口市立図書館運営方針（案）についていろいろな説明、意見等を聞かせていただき、集約できるかなと思っております。議題1はこれで終わらせていただきます。それでいいでしょうか。皆さん。

それでは、議題2に移りたいと思います。事務局のほうから何かございませんでしょうか。

○事務局　そのほかについてはこちらのほうではございません。

○議長　ありがとうございます。○○委員、お願いします。

○委員　大阪教育大学が委嘱されています社会教育主事講習、先月の27日に開講式で始まりました。社会教育主事のカリキュラムの見直しということで、新しく経営論と支援論という、それをできるだけ盛り込んでやろうと思っております。これからやはり指定管理制度を導入して、指定管理者任せにするというだけではなくて、社会教育を担うものにも経営の観点、それはただ儲けようとかそういうのではなくて、きちっと予算、決算、そういうのを読めて、ちゃんと持続可能で地域を活性化し続けられるようなそういう資質能力を高めようと、そんな話をして取り組んでおります。以上でございます。

○議長　ありがとうございます。

事務局のほうから別に何もなければこれで終わりとさせていただきますので、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

○委員　ありがとうございます。